

広聴制度の昨年度結果と 受付方法をお知らせします

市は、市民の皆さんの「声」を反映した市政運営を行うため、提案、要望、意見、質問などをお受けする広聴制度を設けています。平成30年度の広聴結果と皆さんの「声」の受付方法をお知らせします。

平成30年度広聴結果

皆さんから寄せられたご意見、ご要望などは、市長が確認、指示を行い、市の施策に反映させるよう努めています。平成30年度の広聴結果は右下表のとおりです。

内容	件数	割合(%)
行政経営・コミュニティ	224	30.1
子ども・学び・文化	168	22.6
環境・安全	155	20.8
都市基盤・産業	120	16.1
福祉・保健	63	8.5
その他	14	1.9
合計	744	100.0

皆さんの「声」の受付方法

ご意見、ご要望は次の方法でお寄せください。回答を希望さ

れ、連絡先(住所、氏名等)をご記入いただいた方には、回答します。

●**郵送** 切手不要の「市長へのはがき」を市施設に用意しています。また、そのほかの用紙でも広報課(〒190-8666、住所記入不要)宛てに郵送して

「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2019立川

このシンポジウムは、地域・住民に根ざした子ども施策のあり方を見いだすために、地方自治体や関係者等が協力して、平成14年から毎年各地で開催しています。

今年のメインテーマは「子ども・若者支援とまちづくり〜とぎれず、すきまをつくらず、そして重なり合う」で、1日目はオープニングセレモニー、立川市における子どもの取り組み発表、全体会、2日目は子どもの施策を7つのテーマに分けての分科会が行われます。

分科会は申し込みが必要で(9月12日(木)までに)。くわしくは市ホームページをご覧ください。

時▶10月12日(土)午後1時～5時30分▶10月13日(日)午前10時～午後5時30分 場 たましんRISURUホール、子ども未来センター

☎子育て推進課 子育て推進係・内線1340



いただければ、受け付けます。
●市ホームページ トップページ 右下「市政へのご意見・お問い合わせ」からお寄せください。
●ファクス 広報課(521)2653へ

寄せられた声を 紹介します

子ども未来センターは子連れの利用者が多いので、トイレに荷物置き場かフックを設置してほしい。

市の回答

子ども未来センターは、民間事業者の指定管理者がノウハウを生かし、自らの提案により改修し、施設の管理運営を行っています。女子トイレ等にフックは設置してありましたが、多目的トイレについては、フックを設置していませんでしたので、早急に設置するよう指定管理者に指示しました。

人権擁護委員が決まりました

法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和4年6月30日まで。

▼須崎伸子(富士見町) ▼宮木たつ子(富士見町) ▼大橋正則(一番町) ▼古川茂一(上砂町)

☎生活安全課(528)431

令和2年度小・中学校 指定校の変更を希望する 方は手続きを

市教育委員会は、お住まいの地域ごとに指定する学校(指定校)を変更する制度(指定校変更制度)を実施しています。令和2年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、指定校の変更を希望する方は、次の手続きをしてください。

●**小学校に入学予定の方** 8月上旬に指定校変更の希望調査票をご自宅に郵送しました。指定校変更を希望する方は、8月23日(金)〔消印有効〕までに、直接または郵送で学務課学務保健係(市役所2階61番窓口)に提出してください。

●**中学校に入学予定の方** 在籍の市立小学校を通じて(市立小学校以外の方には郵送で)9月上旬にうれしいお知らせを配布します。

●**指定校変更の要件** 指定校を変更できるのは次のいずれかの場合です①指定校より自宅からの通学距離が短い隣接校に変更する②すでに兄弟が在学し、令和2年度も在学する学校に変更する③指定校変更により在学している小学校から、その小学校を通学区域とする中学校に入学する

●**指定校を変更できない場合があります** 一小、二小、五小、西砂小、若葉台小、五中は、教室に不足が生じることが見込まれるため、①の要件による指定校変更はできません。また、入学を希望した学校の教室数を超

える児童・生徒数になる見込みの場合には、①の要件による指定校変更ができないことがあります。

●**市立学校に入学を希望する外国人の方へ** 市立小・中学校に入学を希望する場合は手続きが必要で、ご相談ください。なお、現在市立小学校6年生が市立中学校(指定校)に入学する場合は、手続きは不要です。

●**家庭ごみ指定収集袋の減免申請臨時窓口を10月に開設**
市は、生活保護や児童扶養手当の受給世帯など、一定の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付しています。令和元年11月から令和2年10月までの1年分の減免申請臨時窓口を10月に開設します。



対象となる世帯には原則として申請と同時に袋も交付します。また、前年度に袋の交付を受け、引き続き要件に該当する世帯には、10月上旬に申請書類を送付する予定です。くわしい日程は「広報たちかわ」でお知らせします。

☎ごみ対策課ごみ対策係・内線6751

国民年金保険料の割引制度

国民年金保険料には、お得な割引制度があります。

●**口座振替の後期前納** 10月か

ら翌年3月分の保険料をまとめて10月に口座振替すると、合計1120円が割引されます。8月末までに金融機関または年金事務所にお申し込みください。

●**クレジットカードの後期前納** 10月から翌年3月分の保険料をまとめて10月中にクレジットカードで納付すると、800円が割引されます。8月末までに年金事務所にお申し込みください。

●**納付書払いの後期前納** 10月から翌年3月分の保険料を一括納付書で前納すると、800円が割引されます。10月末までに金融機関、コンビニエンスストアなどでお支払いください。

●**早割(口座振替)** 毎月、保険料を当月末の引き落としにするのと、月額50円が割引されます。金融機関または年金事務所にお申し込みください。

☎日本年金機構立川年金事務所(523)0352

国民年金保険料収納業務を民間に委託しています

日本年金機構は、国民年金保険料が未納の方に対する電話や文書、個別訪問による納付奨励や保険料の収納業務を、日立下リプルウィン(株) ☎0120(211)231に委託しています。

委託事業者が手数料を要求すること、ATM操作をお願いすること、年金手帳や年金証書、通帳やキャッシュカード等をお預かりすることはありません。

☎日本年金機構立川年金事務所(523)0352